福岡市公報

令和６年２月26日　第7031号

発　行　所

福岡市中央区天神一丁目８番１号

福　岡　市　役　所

（総務企画局行政部法制課）

発行日　毎週月・木曜日

—目　　次—　　ページ

条　　例

○福岡市手数料条例の一部改正（第１号）…… 2

○福岡市立老人いこいの家条例の一部改正（第２号）…… 5

○博多港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例の一部改正（第３号）…… 6

○福岡市地区計画及び集落地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正（第４号）…… 8

○福岡市公民館条例の一部改正（第５号）……25

条　　例

福岡市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和６年２月26日

福岡市長　髙　島　宗一郎

福岡市条例第１号

福岡市手数料条例の一部を改正する条例

福岡市手数料条例（昭和35年福岡市条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第１　１の項中「磁気ディスクをもつて調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「戸籍証明書」に改め、同項の次に次のように加える。

１の２　戸籍法第120条の２第１項の規定に基づく戸籍証明書の交付	戸籍証明書広域交付手数料	１通につき　450円

別表第１　２の項の次に次のように加える。

２の２　戸籍法第120条の３第２項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第７条第１項の規定により同法第６条第１項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場	戸籍電子証明書提供用識別符号発行手数料	戸籍電子証明書提供用識別符号１件につき　400円

合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第１項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）		

別表第１　３の項中「磁気ディスクをもつて調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「除籍証明書」に、

「１通につき　750円」を「１通につき　750円（電子情報処理組織による請求に係る交付であつて郵送によるものの場合にあつては、１通につき700円）」に

改め、同項の次に次のように加える。

３の２　戸籍法第120条の２第１項の規定に基づく除籍証明書の交付	除籍証明書広域交付手数料	１通につき　750円

別表第１　４の項の次に次のように加える。

４の２　戸籍法第120条の３第２項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第７条第１項の規定により同法第６条第１項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定によ	除籍電子証明書提供用識別符号発行手数料	除籍電子証明書提供用識別符号１件につき　700円

り同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）		

別表第１　５の項中「又は同法」を「、同法」に改め、「事項の証明書の交付」の次に「又は同法第120条の６第１項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付」を加え、同表６の項中「事務」の次に「又は同法第120条の６第１項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務」を加え、「１件につき」を「又は届書等情報の内容を表示したもの１件につき」に改め、同表９の２の項中

「

１通につき　300円

」を「

１通につき　300円 （電子情報処理組織による請求に係る交付であつて郵送によるものの場合にあつては、１通につき250円）

」に改める。

附　則

この条例は、令和６年３月１日から施行する。

福岡市立老人いこいの家条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和６年２月26日

福岡市長　髙　島　宗一郎

福岡市条例第２号

福岡市立老人いこいの家条例の一部を改正する条例

福岡市立老人いこいの家条例（昭和51年福岡市条例第48号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

福岡市立西都北老人いこいの家	福岡市西区北原二丁目

附　則

この条例は、規則で定める日から施行する。

博多港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和６年２月26日

福岡市長　髙　島　宗一郎

福岡市条例第３号

博多港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例の一部を改正する条例

博多港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例（昭和37年福岡市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第２条中「及び「マリーナ港区」を「、「マリーナ港区」及び「修景厚生港区」に改める。

第３条に次の１号を加える。

(6)　修景厚生港区の区域内においては、別表第６に掲げる構築物

別表第５の次に次の１表を加える。

別表第６

(1)　法第２条第５項第２号から第５号まで、第８号の２から第９号まで及び第９号の３から第10号の２までに掲げる港湾施設

(2)　市長が指定する区域内においては、図書館、博物館、水族館、展示施設、公会堂、展望施設その他市長が指定するこれらに類する施設であって修景厚生港区の目的を著しく阻害しないもの

(3)　市長が指定する区域内においては、スポーツ又はレクリエーションの用に供する施設その他市長が指定する福利厚生施設であって修景厚生港区の目的を著しく阻害しないもの

(4)　海上保安部、警察署、消防署その他市長が指定する官公署の事務所及びその付帯施設

(5)　市長が指定する区域内においては、休泊所、商店、飲食店その他市長が指定する便益施設（風俗営業等施設を除く。）であって修景厚生港区の目的を著しく阻害しないもの

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡市地区計画及び集落地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和６年２月26日

福岡市長　髙　島　宗一郎

福岡市条例第４号

福岡市地区計画及び集落地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

福岡市地区計画及び集落地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成２年福岡市条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表第１拾六町・橋本地区地区整備計画区域の項の次に次のように加える。

周船寺駅南地区地区整備計画区域	福岡広域都市計画地区計画周船寺駅南地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域

別表第２拾六町・橋本地区地区整備計画区域の項の次に次のように加える。

周船寺駅南地区地区整備計画区域	駅前ゾーン	(1)　一戸建ての住宅（福岡広域都市計画地区計画の決定（令和６年福岡市告示第27号）の告示があった日において現に一戸建ての住宅の敷地として使用されている土地に建築するものを除く。） (2)　１階の部分を住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿の用途に供する建築物（当該部分のうちこれらの用途に供する部分の全部を管理人室等の用途に供するものを除く。）であって、福岡広域都市計画道路周船寺駅南線に接する敷地に建築するもの（福岡広域都市計画地区計画の決定（令和６年福岡市告示第27号）の告示があった日において現に１階の部分を住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿の用途に供する建築物（当該部分のうちこれらの用途に供する部分の全部を管理人室等の用途に供するものを除く。）の敷地として使用されている土地に建築するものを除く。） (3)　危険物の貯蔵又は処理に供する建築物（専ら危険物の貯蔵又は処理以外の用途に供する建築物に附属するもの又は福岡広域都市計画地区計画の決定（令和６年福岡市告示第27号）の告示があった日において現に危険物の貯蔵又は処理に供する建築物（専ら危険物の貯蔵又は処理以外の用途に供する建築物に附属するものを除く。）の敷地として使用されている土地に建築するものを除く。） (4)　法別表第２（に）項第３号に掲げる建築物（福岡広域都市計画地区計画の決定（令和６年福岡市告示第27号）の告示があった日にお						

500（駅舎の用途に供する建築物の敷地を除く。）		1　建築物の外壁又はこれに代わる柱	福岡広域都市計画道路周船寺駅南線（都市計画の計画図において２メートルの壁面の位置の制限がある旨の表示がなされている部分に接する部分に限る。）との敷地境界線	2			
		2　建築物の外壁又はこれに代わる柱（駅舎、駐輪場その他これらに類する建築物で公益上必要なもの、政令第135条の22各号の一に該当する建築物若しくはその部分又は壁を有しない自動車車庫（建築物に附属するものに限る。）に係るものを除く。）	福岡広域都市計画道路周船寺駅南線（都市計画の計画図において２メートルの壁面の位置の制限がある旨の表示がなされている部分に接する部分に限る。）との敷地境界線以外の敷地境界線	1			

		いて現に同号に掲げる建築物の敷地として使用されている土地に建築するものを除く。）						
	複合ゾーン	(1)　一戸建ての住宅であって、福岡広域都市計画道路周船寺駅南線に接する敷地に建築するもの（福岡広域都市計画地区計画の決定（令和６年福岡市告示第27号）の告示があった日において現に一戸建ての住宅の敷地として使用されている土地に建築するものを除く。） (2)　危険物の貯蔵又は処理に供する建築物（専ら危険物の貯蔵又は処理以外の用途に供する建築物に附属するもの又は福岡広域都市計画地区計画の決定（令和６年福岡市告示第27号）の告示があった日において現に危険物の貯蔵又は処理に供する建築物（専ら危険物の貯蔵又は処理以外の用途に供する建築物に附属するものを除く。）の敷地として使用されている土地に建築するものを除く。） (3)　法別表第２（に）項第３号に掲げる建築物（福岡広域都市計画地区計画の決定（令和６年福岡市告示第27号）の告示があった日において現に同号に掲げる建築物の敷地として使用されている土地に建築するものを除く。）						

165（駅舎の用途に供する建築物の敷地を除く。）		1　建築物の外壁又はこれに代わる柱	福岡広域都市計画道路周船寺駅南線との敷地境界線	2		(1)　建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線（北側の前面道路の反対側に水面、線路敷その他これらに類するものがある場合においては、当該前面道路の反対側の境界線は、当該水面、線路敷その他これらに類するものの幅の２分の１だけ外側にあるものとみなす。）又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が、８メートル以下の場合にあっては当該距離に1.25を乗じて得たものに５メートルを加えたもの以下とし、８メートルを超える場合にあっては当該距離から８メートルを減じたものに0.5を乗じて得たものに15メートルを加えたもの以下とすること（建築物の軒
		2　建築物の外壁又はこれに代わる柱（駅舎、駐輪場その他これらに類する建築物で公益上必要なもの、政令第135条の22各号の一に該当する建築物若しくはその部分又は壁を有しない自動車車庫（建築物に附属するものに限る。）に係るものを除く。）	福岡広域都市計画道路周船寺駅南線との敷地境界線以外の敷地境界線	1		

		沿道ゾーン１	⑴　法別表第２（に）項第３号に掲げる建築物（福岡広域都市計画地区計画の決定（令和６年福岡市告示第27号）の告示があった日において現に同号に掲げる建築物の敷地として使用されて						

						の高さが７メートル未満、かつ、地階を除く階数が２以下である場合を除く。)。 (2)　冬至日の真太陽時による午前８時から午後４時までの間において、平均地盤面から４メートルの高さの水平面に、住宅ゾーン及び都市計画の計画図において表示する地区計画の区域外の市街化調整区域の区域内における敷地境界線からの水平距離が、５メートルを超え10メートル以内の範囲にあっては４時間以上、10メートルを超える範囲にあっては2.5時間以上日影となる部分を生じさせることのないものとすること（建築物の高さが10メートル以下である場合を除く。)。
500（駅舎の用途に供する建築物の敷地を除く。）		建築物の外壁又はこれに代わる柱（駅舎、駐輪場その他これらに類する建築物で公益上必要なもの、政令第135条の22各号	全ての敷地境界線	1		(1)　建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線（北側の前面道路の反対側

		いる土地に建築するものを除く。） (2)　法別表第２（ほ）項第２号及び第３号に掲げる建築物（福岡広域都市計画地区計画の決定（令和６年福岡市告示第27号）の告示があった日において現に同項第２号及び第３号に掲げる建築物の敷地として使用されている土地に建築するものを除く。）						

		の一に該当する建築物若しくはその部分又は壁を有しない自動車車庫（建築物に附属するものに限る。）に係るものを除く。）				に水面、線路敷その他これらに類するものがある場合においては、当該前面道路の反対側の境界線は、当該水面、線路敷その他これらに類するものの幅の２分の１だけ外側にあるものとみなす。）又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が、８メートル以下の場合にあっては当該距離に1.25を乗じて得たものに５メートルを加えたもの以下とし、８メートルを超える場合にあっては当該距離から８メートルを減じたものに0.5を乗じて得たものに15メートルを加えたもの以下とすること（建築物の軒の高さが７メートル未満、かつ、地階を除く階数が２以下である場合を除く。）。 (2) 冬至日の真太陽時による午前８時から午後４時までの間において、平均地盤面

	沿道ゾーン２	⑴　法別表第２（に）項第３号に掲げる建築物（福岡広域都市計画地区計画の決定（令和６年福岡市告示第27号）の告示があった日において現に同号に掲げる建築物の敷地として使用されている土地に建築するものを除く。） ⑵　法別表第２（ほ）項第２号及び第３号に掲げる建築物（福岡広域都市計画地区計画の決定（令和６年福岡市告示第27号）の告示があった日において現に同項第２号及び第３号に掲げる建築物の敷地として使用されている土地に建築するものを除く。）						

						から４メートルの高さの水平面に、住宅ゾーン及び都市計画の計画図において表示する地区計画の区域外の市街化調整区域の区域内における敷地境界線からの水平距離が、５メートルを超え10メートル以内の範囲にあっては４時間以上、10メートルを超える範囲にあっては2.5時間以上日影となる部分を生じさせることのないものとすること（建築物の高さが10メートル以下である場合を除く。）。
165（駅舎の用途に供する建築物の敷地を除く。）		建築物の外壁又はこれに代わる柱（駅舎、駐輪場その他これらに類する建築物で公益上必要なもの、政令第135条の22各号の一に該当する建築物若しくはその部分又は壁を有しない自動車車庫（建築物に附属するものに限る。）に係るものを除く。）	全ての敷地境界線	1		(1)　建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線（北側の前面道路の反対側に水面、線路敷その他これらに類するものがある場合においては、当該前面道路の反対側の境界線は、当該水面、線路敷その他これらに類するものの幅の２分の

						１だけ外側にあるものとみなす。）又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が、８メートル以下の場合にあっては当該距離に1.25を乗じて得たものに５メートルを加えたもの以下とし、８メートルを超える場合にあっては当該距離から８メートルを減じたものに0.5を乗じて得たものに15メートルを加えたもの以下とすること（建築物の軒の高さが７メートル未満、かつ、地階を除く階数が２以下である場合を除く。）。 (2)　冬至日の真太陽時による午前８時から午後４時までの間において、平均地盤面から４メートルの高さの水平面に、住宅ゾーン及び都市計画の計画図において表示する地区計画の区域外の市街化調整区域の区域内における敷地境界線からの水

	住宅ゾーン	法別表第２（は）項に掲げる建築物以外の建築物（福岡広域都市計画地区計画の決定（令和６年福岡市告示第27号）の告示があった日において現に同項に掲げる建築物の敷地として使用されている土地に建築するものを除く。）	全ての建築物	10分の15				

						平距離が、５メートルを超え10メートル以内の範囲にあっては４時間以上、10メートルを超える範囲にあっては2.5時間以上日影となる部分を生じさせることのないものとすること（建築物の高さが10メートル以下である場合を除く。）。
165（駅舎の用途に供する建築物の敷地を除く。）		建築物の外壁又はこれに代わる柱（駅舎、駐輪場その他これらに類する建築物で公益上必要なもの、政令第135条の22各号の一に該当する建築物若しくはその部分又は壁を有しない自動車車庫（建築物に附属するものに限る。）に係るものを除く。）	全ての敷地境界線	1		(1)　建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が、８メートル以下の場合にあっては当該距離に1.25を乗じて得たものに５メートルを加えたもの以下とし、８メートルを超える場合にあっては15メートル以下とすること（建築物の軒の高さが７メートル未満、かつ、地階を除く階数が２以下である場合を除く。）。 (2)　冬至日の真太陽時による午前８時から

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

						午後４時までの間において、平均地盤面から４メートルの高さの水平面に、住宅ゾーン及び都市計画の計画図において表示する地区計画の区域外の市街化調整区域の区域内における敷地境界線からの水平距離が、５メートルを超え10メートル以内の範囲にあっては４時間以上、10メートルを超える範囲にあっては2.5時間以上日影となる部分を生じさせることのないものとすること（建築物の高さが10メートル以下である場合を除く。）。

福岡市公民館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和６年２月26日

福岡市長　髙　島　宗一郎

福岡市条例第５号

福岡市公民館条例の一部を改正する条例

福岡市公民館条例（昭和39年福岡市条例第91号）の一部を次のように改正する。

別表第１に次のように加える。

福岡市西都北公民館	福岡市西区北原二丁目

附　則

この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。

印刷所　松影堂印刷株式会社

この印刷物は再生紙を
使用しています